

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により別冊（令和4年度行政監査結果報告書）のとおり公表する。

令和5年3月31日

高知県監査委員	下村	勝幸
同	金岡	佳時
同	奥村	陽子
同	五百藏	誠一

令和4年度

行政監査結果報告書

【防災に必要な資機材の管理について】

令和5年2月

高知県監査委員

## 目 次

### 第1 監査の概要

1 監査の種類	1
2 監査の対象	1
(1) テーマ	1
(2) テーマ選定理由	1
(3) 監査対象機関	1
(4) 監査対象事務	1
3 監査の着眼点(評価項目)	1
4 監査の実施内容	1
(1) 一次調査	1
(2) 個別の資機材に対する監査	2
5 監査の実施期間	2

### 第2 監査の結果

1 総括	3
2 応急対策活動のための資機材	3
(1) 計画等に沿って備蓄又は整備が行われているか	3
(2) 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速に活用できる状態であるか	3
(3) 定期的な確認を実施し、品質・機能が適切に維持されているか	4
(4) 機材等の活用に備えた訓練は適切に行われているか	4
3 総合防災拠点の資機材	5
(1) 計画等に沿って備蓄又は整備が行われているか	5
(2) 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速に活用できる状態であるか	6
(3) 定期的な確認を実施し、品質・機能が適切に維持されているか	6
(4) 機材等の活用に備えた訓練は適切に行われているか	6
4 応急活動のための食料・飲料水等	6
(1) 計画等に沿って備蓄又は整備が行われているか	6
(2) 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速に活用できる状態であるか	6
(3) 定期的な確認を実施し、品質・機能が適切に維持されているか	7
(4) 機材等の活用に備えた訓練は適切に行われているか	9
5 避難者等のための食料・飲料水等	9
(1) 計画等に沿って備蓄又は整備が行われているか	9
(2) 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速に活用できる状態であるか	9
(3) 定期的な確認を実施し、品質・機能が適切に維持されているか	9
(4) 機材等の活用に備えた訓練は適切に行われているか	10

### 第3 意見

1 応急活動のための食料・飲料水等	11
(1) 保管場所について	11
(2) 備蓄物資の適切な管理について	11
(3) 備蓄物資の有効活用について	12

## 行政監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定により、高知県監査委員監査基準（令和2年高知県監査公表第7号）に準拠し監査を実施したので、行政監査の結果を次のとおり報告する。

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類

法第199条第2項の規定に基づく行政監査

#### 2 監査の対象

##### (1) テーマ

防災に必要な資機材の管理について

##### (2) テーマ選定理由

近年、大規模な地震や豪雨により、全国各地で被害が発生している。本県でも、近い将来南海トラフ地震により甚大な被害が想定されるなど、災害への備えが重要となっている。

今回の行政監査では、南海トラフ地震に備えて県が備蓄、整備している災害対策等に必要な物資や機材について、備蓄及び管理の状況を検証し、県民の安心・安全の確保に資することを目的とする。

##### (3) 監査対象機関

知事部局、教育委員会、公営企業局、警察のうち災害応急対策等のために資機材を備蓄、整備している機関、危機管理・防災課及び南海トラフ地震対策課

##### (4) 監査対象事務

防災用資機材の管理事務

### 3 監査の着眼点（評価項目）

主な着眼点は次のとおりとした。

- (1) 計画等に沿って備蓄又は整備が行われているか。
- (2) 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速に活用できる状態であるか。
- (3) 定期的な確認を実施し、品質・機能が適切に維持されているか。
- (4) 機材等の活用に備えた訓練は適切に行われているか。

### 4 監査の実施内容

#### (1) 一次調査

南海トラフ地震対策行動計画（以下「行動計画」という。）において、県が備蓄、整備することとなっている次の資機材について、南海トラフ地震対策課、地域福祉政策課及び警察本部に備蓄状況に関する資料の提供を求めた。

- ア 応急対策活動のための資機材
- イ 総合防災拠点の資機材
- ウ 応急活動のための食料・飲料水等
- エ 避難者等のための食料・飲料水等

**(2) 個別の資機材に対する監査**

一次調査の結果を踏まえ、選定した機関について、関係書類の確認及び現地調査等による監査を実施した。

監査を行った対象機関は次のとおりである。

監査対象資機材		監査対象機関名	
応急対策活動のための資機材		装備施設課	
		災害対策課	
		高知東警察署	
		安芸警察署	
		佐川警察署	
総合防災拠点の資機材		危機管理・防災課	
応急活動のための食料・飲料水等	県職員用	総務事務センター	
		危機管理・防災課	
		安芸福祉保健所	
		幡多福祉保健所	
		須崎農業振興センター	
		須崎土木事務所	
		幡多土木事務所	
		青少年センター	
	県警察職員等用	災害対策課	
		高知東警察署	
		安芸警察署	
		佐川警察署	
	県立学校の生徒・職員用	学校安全対策課	
		室戸高等学校	
		高知丸の内高等学校	
		高知江の口特別支援学校	
	県立病院の患者・職員用	県立病院課	
		あき総合病院	
	青少年教育施設の宿泊利用者用	生涯学習課	
		青少年センター	
	避難者等のための食料・飲料水等		地域福祉政策課

**5 監査の実施期間**

令和4年6月から令和5年2月まで

## 第2 監査の結果

### 1 総括

監査を実施した限り、監査の対象となった事務はおおむね適切に行われていることが認められた。しかしながら、浸水のおそれのある場所で備蓄物資の保管が行われているものや備蓄物資の数量が物品出納・管理簿と相違しているものなど、管理が十分でない事例が認められた。発災時の活動に支障がないよう、日頃から資機材の適切な管理を徹底する必要がある。

調査内容の詳細は次のとおりであった。

### 2 応急対策活動のための資機材

#### (1) 計画等に沿って備蓄又は整備が行われているか

行動計画では、地震発生後に倒壊家屋や浸水域での救出活動を迅速に行うため、必要な資機材を整備することとなっている。今回の行政監査では、第4期行動計画（令和元年度から令和3年度）において警察の応急対策活動のために整備を行うこととなっている表1の資機材の整備状況について、警察本部に関係資料の提供を求めヒアリングを実施した。

表1 警察の応急対策活動に係る資機材の計画数量及び実績

取組内容	計画数量	実績
衛星携帯電話（台）	14	14
ドローン映像のリアルタイム伝送用装備（式）	1	0
遺体収容袋（袋）	1,500	1,500
釘踏抜防止板（足）	166	166
簡易トイレ（セット）	1,099	6,986
アルミフレーム式シェルター（基）	6	2
バックホー（台）	1	2
バックホー搬送車両（台）	1	2
四駆車（台）	2	0
オフロードバイク（台）	1	0
プロペラボート搬送車両（台）	1	1
サージカルマスク（枚）	47,000	99,000
防塵マスク（枚）	5,000	5,000
防護セット（セット）	300	500
ゴム手袋（双）	1,000	2,500
アルコール消毒液（リットル）	600	2,315

一部の資機材については計画どおり整備が行われていなかったが、優先順位等を見極めながら配備を行っているとのことであった。

#### (2) 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速に活用できる状態であるか

行動計画で整備することとなっている資機材及び応急対策活動用に保有されている備品、消耗品のうち、高知東警察署、安芸警察署及び佐川警察署に保管されている資機材について現地確認を実施した。対象とした備品及び消耗品の例は表2のとおりである。

表2 応急対策活動用資機材（備品及び消耗品）

ゴムボート、アルミ船艇、発電機、チェーンソー、エンジンカッター、チルホール、シャベル、つるはし、ハンマー、のこぎり、ロープ、ゴーグル、ヘッドライト、手袋、下肢防護衣、カセットコンロ、カセットボンベ、耳栓、ランタン、ポリタンク、バケツ、ライフジャケット など

ゴムボートや発電機、ヘッドライトなど使用にあたって燃料や電池などが必要なものについては、資機材と一緒に保管が行われていた。また、釘踏抜防止板や耳栓など、段ボール箱やキャビネット等で保管されている資機材もあったが、箱等に品名や数量が表示されており、いずれの警察署においても中身が確認できる状態で適切に保管が行われていた。

今回監査を実施した警察署のうち、高知東警察署及び安芸警察署はハザードマップの津波浸水想定区域に位置している。高知東警察署では、発電機は通常業務で使用しているため倉庫1階で保管されていたが、発災時には庁舎等へ移動する体制となっている。安芸警察署では、発電機など浸水により使用に影響があるおそれのある資機材は庁舎4階で保管されていた。

### （3） 定期的な確認を実施し、品質・機能が適切に維持されているか

警察の装備品については、高知県警察警備装備品管理規程第7条の規定に基づき、数量、外観等について月1回の通常点検を実施し、別記第4号様式の装備品通常点検記録表に記入することになっている。また、機能、操作方法等については年2回特別点検を実施し、別記第5号様式の特別点検実施簿に記入することになっている。

衛星携帯電話については、リチウムイオンバッテリーは完全放電させると充電できなくなる特性があることから、月1回充電及び点検を行い、管理ファイルに点検日等を記録することになっている。

高知東警察署、安芸警察署及び佐川警察署において、点検等の実施状況を確認したところ、いずれも適切に点検等が行われていた。

応急対策活動用資機材については、消耗品についても一覧表が作成されており、訓練等により数量の変更があった場合は、その都度各警察署から警察本部に報告され、管理が行われていた。

#### 高知県警察警備装備品管理規程

第7条 装備品の現況については、次に掲げる点検を行うものとする。

（1） 通常点検 保管責任者が保管中の装備品の保管場所、数量、外観等について月1回以上行う点検をいう。

（2） 特別点検 保管責任者が保管中の装備品の機能、操作方法、使用方法等について年2回以上行う点検をいう。

2 通常点検の実施結果は別記第4号様式の装備品通常点検記録表に、特別点検及び随時点検の実施結果は別記第5号様式の装備品随時点検・特別点検実施簿に記入し、それぞれ3年間保管するものとする。

### （4） 機材等の活用に備えた訓練は適切に行われているか

ア 資格保有者の確保

第4期行動計画では、救出活動に必要な資機材の運転等の資格保有者を確保するため、大（中）型自動車免許は36人、小型船舶免許は39人、小型車両系建設機械特別教育は15人資格取得者を増強することとなっている。

資格取得者の状況について、警察本部にヒアリングを実施したところ、大（中）型自動車免許は36人、小型船舶免許は38人、小型車両系建設機械特別教育は37人となっており、おおむね計画どおり資格の取得が行われていた。

#### イ 倒壊家屋等からの救出訓練

倒壊家屋や土砂崩れ現場等での救出活動に備え、毎年3回以上訓練を実施することとなっている。

訓練の実施状況について、警察本部にヒアリングを実施したところ、令和元年度は8回、令和2年度は3回、令和3年度は3回実施されていた。

#### ウ 浸水域での救出訓練

浸水域での救出活動に備え、機動隊員等は毎年2回以上、各警察署においては毎年複数回救助用ボートを活用した操船訓練等の救出訓練を実施することとなっている。

訓練の実施状況について、警察本部にヒアリングを実施したところ、機動隊員等は、令和元年度は17回、令和2年度は8回、令和3年度は5回、各署においても年2回以上訓練が実施されており、計画どおり訓練が実施されていた。

### 3 総合防災拠点の資機材

#### (1) 計画等に沿って備蓄又は整備が行われているか

総合防災拠点は表3のとおり県内8箇所に整備されており、地震発生時には災害対策本部等との連絡調整機能やヘリポート機能のほか、医療救護活動の支援機能や支援物資の集積及び仕分け等の機能を果たすこととなっている。

表3 総合防災拠点

広域拠点	室戸広域公園	地域拠点	高知大学医学部
	春野総合運動公園		四万十緑林公園
	青少年センター		安芸市総合運動場
	宿毛市総合運動公園		土佐清水総合公園

総合防災拠点に必要な資機材については、南海トラフ地震に対する地域の防災力向上を目指し、県内5つのブロックに設置されている南海トラフ地震対策推進地域本部ごとに策定している拠点運営班運営マニュアルに従って整備している。整備されている資機材の例は表4のとおりである。

表4 総合防災拠点の資機材

防災行政無線携帯型無線機、衛星携帯電話、ヘリ交信用無線機、トランシーバ、デジカメ、ヘッドライト、寝袋、人命救助システム、台車、懐中電灯、ラジオ、ノートパソコン、プリンター、バレーン型照明機、発電機 など
---

総合防災拠点のうち、室戸広域公園、青少年センター及び宿毛市総合運動公園で保管されている資機材の整備状況を確認したところ、マニュアルどおりに確保されていた。

**(2) 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速に活用できる状態であるか**

資機材の保管場所が把握できる一覧が整備されており、使用手順を定めたマニュアルもあわせて保管されていた。また、資機材の稼働に必要な燃料や電池等も資機材と一緒に適切な保管が行われていた。

**(3) 定期的な確認を実施し、品質・機能が適切に維持されているか**

訓練等も活用し、各地域本部がおおむね月に1回状態等を確認している。

**(4) 機材等の活用に備えた訓練は適切に行われているか**

行動計画では、総合防災拠点を活用した訓練を毎年1回実施することになっている。各出先機関から要員を招集し、資機材を活用した訓練を行っていることを確認した。

**4 応急活動のための食料・飲料水等**

**(1) 計画等に沿って備蓄又は整備が行われているか**

行動計画では、発災後の応急活動を円滑に行うため、あらかじめ県職員や生徒等の食料や飲料水等の備蓄を進めることになっている。行動計画の備蓄目標は表5のとおりである。

表5 応急活動のための食料・飲料水等の計画数量

取組内容	計画数量	担当課名
県職員用	3日分の水・食料・非常用排便袋・マスク	総務事務センター
県警察職員等用	3日分の水・食料	災害対策課
県立中学校・高等学校の生徒・職員用	3日分の水・食料等	学校安全対策課
県立特別支援学校の児童生徒・職員用	5日分の水・食料等	
県立病院の患者・職員用	7日分の水・食料、災害用簡易トイレ	県立病院課
青少年教育施設の宿泊利用者用	2日分の水・食料等	生涯学習課

担当課に、第4期行動計画終了時の備蓄の状況に係る資料提供等を求め、ヒアリングを実施したところ、計画どおり備蓄が行われていた。

**(2) 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速に活用できる状態であるか**

保管場所の状況について、表6の機関が管理している備蓄物資の現地調査を行ったところ、次のような事例が認められた。

表6 備蓄物資の現地調査対象機関

対象物資	現地調査対象機関
県職員用	危機管理・防災課、安芸福祉保健所、幡多福祉保健所、須崎農業振興センター、須崎土木事務所、幡多土木事務所、青少年センター
県警察職員等用	高知東警察署、安芸警察署、佐川警察署
県立中学校・高等学校の生徒・職員用及び 県立特別支援学校の児童生徒・職員用	室戸高等学校、高知丸の内高等学校、高知江の口特別支援学校
県立病院の患者・職員用	あき総合病院
青少年教育施設の宿泊利用者用	青少年センター

ア 幡多福祉保健所

幡多福祉保健所はハザードマップの津波浸水想定区域には位置していないものの、洪水浸水想定区域に位置しているが、備蓄物資は庁舎1階会議室で保管されていたため、浸水によって使用できなくなることが懸念される。

イ 青少年センター（青少年教育施設の宿泊利用者用）

青少年センターでは、施設の宿泊利用者用の備蓄物資の保管場所を把握しているのは、管理職等一部の職員のみであったため、発災後の対応を円滑に行うことができないおそれがある。

ウ 総合防災拠点（県職員用）

総合防災拠点の運営は、南海トラフ地震対策推進地域本部や出先機関の職員等が行うことになっている。室戸広域公園、青少年センター及び宿毛市総合運動公園の総合防災拠点において、運営にあたる職員の食料等の保管状況を確認したところ、所属する出先機関において保管されており、総合防災拠点には保管されていなかった。発災後に食料等を総合防災拠点に移動することは困難となり、食料等が確保できないことが懸念される。

**(3) 定期的な確認を実施し、品質・機能が適切に維持されているか**

表6の機関において、物品出納・管理簿等をもとに備蓄物資の管理状況を確認したところ、次のような事例が認められた。

ア 幡多福祉保健所

幡多福祉保健所において、物品出納・管理簿と現物の照合を行ったところ、便袋については、物品出納・管理簿の管理数量は500枚であったが、現物は400枚であり数量が一致していなかった。

不足分の100枚について総務事務センターに確認したところ、現在幡多福祉保健所が管理を行っている食肉衛生検査所に係る便袋であり、平成25年度に健康政策部に納品後、幡多福祉保健所に払出しされずに保管されていた。

幡多福祉保健所においては、現物の確認を行わないまま、誤った数量を物品出納・管理簿に記載していた。

イ 総務事務センター

高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領では、別表で備蓄物資の管理責任者を定めている。食肉衛生検査所の備蓄物資については、上記のとおり現在幡多福祉保健所が管理を行っているが、同管理要領では食肉衛生検査所に係る管理責任者が規定されていなかった。

ウ 青少年センター（県職員用）

高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領第7条の規定では、備蓄物資を有効活用する場合は、使用する備蓄物資は保存期限までの残り期間が1年未満のものとし、事前に総務事務センター課長の了解を得ることになっているが、青少年センターでは、この規定に該当しない

備蓄物資について、総務事務センター課長の了解を得ないまま払出しを行っていた。また、払出時期等について物品出納・管理簿に適切な記載が行われていなかった。

高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領

(備蓄物資の有効活用)

第7条 前条の規定に拘わらず、管理責任者は、県民の防災意識の高揚を図り、啓発すること、及び県職員の災害対応能力の向上を図ることを目的とする訓練等で、備蓄物資を有効活用することができるものとする。

なお、備蓄物資の有効活用にあたっては、次の事項に留意することとする。

(1) 使用方法については、管内市町村あるいは学校等で実施される防災訓練、各種イベントの際の地域住民への配布、及び県で実施する訓練等とする。

(2) 使用する備蓄物資は、保存期限までの残り期間が1年未満のものとし、活用する場合は、事前に総務事務センター課長の了解を得ること。

エ 室戸高等学校

室戸高等学校では、平成26年度に受け入れたパン700食が有効活用されないまま、令和2年2月に賞味期限を経過していた。また、平成27年度に受け入れたアルファ米330食についても、令和3年7月に賞味期限を経過していた。

高知県立学校災害時等児童生徒及び教職員用備蓄物資管理要領第11条では、管理責任者は保存期間が経過し、有効活用することができないと認められる備蓄物資は、学校安全対策課長に協議のうえ、廃棄することになっているが、この手続きも行われていなかった。

高知県立学校災害時等児童生徒及び教職員用備蓄物資管理要領

(備蓄物資の有効活用)

第7条 前条の規定に拘わらず、管理責任者は、児童生徒の防災意識の高揚を図り、啓発をすること及び教職員の災害対応能力の向上を図ることを目的とする訓練等で、備蓄物資を有効活用することができるものとする。

(備蓄物資の廃棄)

第11条 管理責任者は、保存期間が経過し、有効活用することができないと認められる備蓄物資を、学校安全対策課長に協議のうえ、廃棄するものとする。

オ 青少年センター（青少年教育施設の宿泊利用者用）

平成25年度に受け入れた水228本は、物品出納・管理簿では払い出したことになっているが、現在も保管されていた。平成25年度に受け入れたアルファ米500食は、物品出納・管理簿では保管されていることになっているが、現物を確認することができなかった。また、平成26年度に受け入れたアルファ米450食は令和2年2月に賞味期限を経過していた。

保存期間が経過し、有効活用することができないと認められる備蓄物資については、県立青少年教育施設利用者用備蓄物資管理要領第11条の規定に基づき、生涯学習課長に協議のうえ廃棄することになっているが、この手続きも行われていなかった。

県立青少年教育施設利用者用備蓄物資管理要領

(備蓄物資の有効活用)

第7条 前条の規定にかかわらず、管理責任者は、利用者の防災意識の高揚、啓発及び各施設職員の災害対応能力の向上を目的とする訓練等で、備蓄物資を有効活用することができるものとする。

(備蓄物資の廃棄)

第11条 管理責任者は、保存期間が経過し、有効活用することができないと認められる備蓄物資を、生涯学習課長に協議のうえ、廃棄するものとする。

#### (4) 機材等の活用に備えた訓練は適切に行われているか

職員等が応急活動にあたるための食料等であるため、活用に備えた訓練は実施していない。

### 5 避難者等のための食料・飲料水等

#### (1) 計画等に沿って備蓄又は整備が行われているか

第4期行動計画における避難者等のための食料・飲料水等の備蓄計画数量は表7のとおりである。

表7 避難者等のための食料・飲料水等の備蓄計画数量及び実績

項目	計画数量	実績
食料 (食)	178,200	182,100
水 (リットル)	178,200	178,200
毛布 (枚)	49,338	49,355

避難者等のための食料・飲料水等について、所管する地域福祉政策課に備蓄の状況に関する資料の提供を求めたところ、いずれも計画どおり適切に備蓄が行われていた。

食料及び水については、備蓄の最終目標を達成しているが、毛布の最終的な備蓄目標数量は118,764枚であり、令和9年度(第6期行動計画終了時)に目標を達成するよう備蓄が進められている。

#### (2) 保管場所が適切に確保され、災害発生時に迅速に活用できる状態であるか

避難者等のための食料・飲料水等の備蓄物資は、県内23箇所に分散して保管が行われており、このうち室戸広域公園、青少年センター及び宿毛市総合運動公園の備蓄物資について保管状況の確認を行った。

備蓄物資は段ボール箱に入った状態で保管されており、品名や納入年度、賞味期限等中身が確認できるように表示が行われていた。また、備蓄物資調達の際には、パレットに積載し、荷崩れしないようラッピングを施して納入することを仕様書で求めており、発災後速やかに搬送できる状態で保管が行われていた。

#### (3) 定期的な確認を実施し、品質・機能が適切に維持されているか

地域福祉政策課では、年1回数量及び保管状態の確認を行っている。また、賞味期限を迎える備蓄物資については、市町村や社会福祉協議会等に配布され、有効活用が行われていた。

**(4) 機材等の活用に備えた訓練は適切に行われているか**

備蓄物資の仕分け、梱包、トラックへの積み込みなど一連の作業手順について、運送会社等の協力も得て訓練を行っていた。

### 第3 意見

監査の結果、資機材の適切な管理が行われていなければ、発災後の応急活動に支障がでるおそれがあるにもかかわらず、管理が十分でないものが認められた。

については、今回の監査で確認された課題を踏まえ、次のとおり意見を述べる。

#### 1 応急活動のための食料・飲料水等

##### (1) 保管場所について

幡多福祉保健所はハザードマップの洪水浸水想定区域に位置しているが、応急活動にあたる職員の食料等の備蓄物資が1階会議室で保管されていた。

**浸水により使用に影響がでるおそれがあるため、上層階への移動など備蓄物資の保管場所について検討されたい。**

青少年センターでは、施設の宿泊利用者用の備蓄物資の保管場所を把握しているのは、管理職等一部の職員のみであった。

**発災後の対応を円滑に行えるよう、応急活動にあたる職員へ備蓄物資の保管場所を周知されたい。**

総合防災拠点の運営は、南海トラフ地震対策推進地域本部や出先機関の職員等が行うことになっているが、運営にあたる職員の食料等は、所属する出先機関において保管されており、総合防災拠点には保管されていなかった。発災後は食料等を総合防災拠点に移動することが困難となり、食料を確保できないことが懸念される。

**危機管理・防災課においては、拠点に参集する職員の食料等については、あらかじめ総合防災拠点で保管を行うよう検討されたい。**

##### (2) 備蓄物資の適切な管理について

幡多福祉保健所では、便袋について物品出納・管理簿と現物の数量が一致していなかった。

**物品の管理にあたっては、適宜現物との照合を行い、備蓄物資の適切な管理を行われたい。**

高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領において、食肉衛生検査所に係る管理責任者が規定されていなかった。

**総務事務センターにおいては、管理責任者が明確になるよう高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領の見直しを行われたい。**

**また、管理責任者が適宜現物との照合を行い、備蓄物資の適切な管理を行うよう指導されたい。**

高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領第7条では、備蓄物資を有効活用する場合に使用する物資は、保存期限までの残り期間が1年未満のものとし、活用する場合は事前に総務事務センター課長の了解を得ることになっているが、青少年センターでは、この規定に該当しない物資について、総務事務センター課長の了解を得ないまま払出しを行っていた。また、払出しの時期等について、物品出納・管理簿に適切な記載が行われていなかった。

備蓄物資を有効活用する場合は、高知県災害時等職員用備蓄物資管理要領の規定に留意のうえ、必要な手続きを行うとともに、適宜現物との照合を行い、物品出納・管理簿に払出しの状況を記載し、物品の適切な管理を行われたい。

また、青少年センターでは、青少年教育施設の宿泊利用者用の備蓄物資について、物品出納・管理簿と現物の数量が一致していないものがあつた。

物品の管理にあたっては、適宜現物との照合を行うとともに、物品出納・管理簿に払出し等の状況を適切に記載されたい。

### (3) 備蓄物資の有効活用について

#### ア 県立学校の児童生徒・職員用

室戸高等学校においては、応急活動のために備蓄されている食料が有効活用されないまま賞味期限を過ぎているものがあつた。

賞味期限を過ぎて保管している備蓄物資について、早急に対応を検討されたい。また、今後賞味期限を迎える備蓄物資については、防災訓練や学校行事における配布など有効活用に努められたい。保存期間が経過し、やむを得ず有効活用することができないと認められる備蓄物資については、高知県立学校災害時等児童生徒及び教職員用備蓄物資管理要領第11条の規定に基づき、学校安全対策課長に協議のうえ必要な手続きを行われたい。

学校安全対策課においては、他の県立学校においても同様の事例がないか確認のうえ備蓄物資の適切な管理を行うよう指導されたい。

#### イ 青少年教育施設の宿泊利用者用

青少年センターにおいて、宿泊利用者用として備蓄されている食料が有効活用されないまま賞味期限を過ぎているものがあつた。

賞味期限を過ぎて保管している備蓄物資について、早急に対応を検討されたい。また、今後賞味期限を迎える備蓄物資については、防災訓練や主催事業における配布など有効活用に努められたい。保存期間が経過し、やむを得ず有効活用することができないと認められる備蓄物資については、県立青少年教育施設利用者用備蓄物資管理要領第11条の規定に基づき、生涯学習課長に協議のうえ必要な手続きを行われたい。

生涯学習課においては、他の青少年教育施設においても同様の事例がないか確認のうえ備蓄物資の適切な管理を行うよう指導されたい。